

平成 24 年 5 月 10 日

「UBS グローバル・アロケーション・ファンド」の受益者の皆様へ

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社

約款変更(予定)について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、「UBS グローバル・アロケーション・ファンド」および同ファンドが主要投資対象とする「UBS 国際分散投資マザーファンド」につきまして、約款に定める規定により、下記日程にて約款変更させていただく予定でございますので、お知らせいたします。

敬具

<記>

1. 約款変更にあたって

「UBS 国際分散投資マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)の運用につきまして、UBS グローバル・アセット・マネジメント (HK) リミテッド (以下「香港拠点」ということがあります。)へ運用指図に関する権限の委託を行い、マザーファンドの実質的な運用を同社が行うこととするため、マザーファンドの信託約款に所要の変更を行います。

近年、エマージング諸国の成長ならびに市場の発展に伴い、エマージング諸国、とりわけ、中国をはじめとするアジア地域の重要性が従前に増して高まっています。UBS グローバル・アセット・マネジメント・グループでは、運用リサーチの強化を図るうえで、地理的な利点をも鑑みて、香港拠点の人員を強化して参りましたが、この度、より一層の人員強化を行い、運用サービスの向上を図ることといたしました。

以上の状況を鑑み、当社では、香港拠点へ運用指図権限の委託を行うことで、より充実した運用サービスを提供することができると考え、当該信託約款の変更をする予定といたしました。

同時に、運用指図権限委託先の所在地である香港の銀行休業日を購入・換金不可日に追加する等、「UBS グローバル・アロケーション・ファンド」(以下「当ファンド」といいます。)の信託約款に所要の変更を行う予定です。

2. 手続きおよび約款変更に関するスケジュールについて^{※1}

- ①公告日（日本経済新聞朝刊）：平成24年5月10日（木）
- ②異議申立期間：平成24年5月10日（木）から平成24年6月11日（月）まで
- ③約款変更成否決定日：平成24年6月12日（火）
- ④異議申立受益者の買取請求期間：平成24年6月13日（水）から平成24年7月3日（火）まで
- ⑤約款変更適用日：平成24年7月4日（水）

公告日（平成24年5月10日（木））現在の受益者^{※2}は、異議申立期間中に、弊社に対し、書面によりこの約款変更に対し異議を申し出ることができますが、この約款変更に関する異議のない場合は何ら手続きの必要はございません。

[約款変更を行う場合]

上記②の期間中にご異議のお申し出をされた受益者の受益権の合計口数（マザーファンドについては、当ファンドの受益者の受益権の口数を、マザーファンドにおける実質的な受益権の口数に換算させていただきます。）が、公告日現在の受益権（マザーファンドについては、マザーファンドの受益権となります。）総口数の2分の1を超えない場合は、平成24年7月4日付で当ファンドおよびマザーファンドの信託約款が変更されます。

[約款変更を行わない場合]

ご異議のお申し出をされた受益者の受益権の合計口数が、公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えた場合は、約款変更は行いません。この場合、約款変更しない旨を、異議申立期間終了後、速やかに日本経済新聞にて公告し、書面にてご報告いたします。

※1 この約款変更に伴う手続きは、改正前の投資信託及び投資法人に関する法律第30条の規定に基づいて行われます。

※2 公告日（平成24年5月10日）現在の受益者には、平成24年5月11日以降に受益者となる方（5月8日以降のお申込みにより取得された方）および平成24年5月9日以前に解約された方（5月7日以前のお申込みにより解約された方）は含まれません

* 本約款変更の手続きにかかる受益権を有する受益者の方には、販売会社を通じて、『「UBS グローバル・アロケーション・ファンド」および「UBS 国際分散投資マザーファンド」約款変更（予定）のお知らせ』をお送りしておりますので、詳しくは当該書面をご覧ください。

以上